

【重要】診断書等の取得について

「診断書等」は以下のいずれかをいいます。取得前に、以下の記載事項をよく御確認ください。

- ア 身体障害者手帳
- イ 療育手帳
- ウ 医師の診断書、心理士等の判定書

1. ア(身体障害者手帳)又はイ(療育手帳)の交付を受けている場合 ⇒ 手帳の写しを提出
※通所受給者証は含まれません。

- ・有効期限や次回判定日の記載がある場合には、当該部分が含まれるようにコピーしてください。

2. 上記1以外の場合 ⇒ ウ(医師の診断書、心理士等の判定書)を提出(コピー可)

(1) 提出様式と必要記載事項

- ・原則として、医師・心理士等が「診断基準・判定基準(別紙3-2)」に基づいて作成した「診断書・判定書(別紙3)」を御提出ください。

- ・診断(判定)書の作成を依頼する際は、以下の3点を受診機関の方にお渡しし、必ず内容を確認いただってください。

- ① 診断書・判定書(別紙3)
- ② 診断基準・判定基準(別紙3-2)
- ③ 診断(判定)書作成上の留意事項について(別紙3-3)

- ・診断(判定)書は、別紙3と同様の事項の記載があれば任意の様式でも問題ありませんが、その場合でも、必ず、②診断基準・判定基準(別紙3-2)に基づく区分・程度を記載いただってください。(※この記載がない場合、原則受理できません。)

- ・以下の例に示す書類等は、診断書・判定書として受理できません。

必ず、「診断基準・判定基準(別紙3-2)」による区分・程度の記載がある診断書・判定書を作成してください。

(受理できない書類の例)



- | | |
|------------|-----------------|
| ・個別支援計画 | ・リハビリテーション実施計画書 |
| ・心理検査結果報告書 | ・知能検査結果報告書 |
| ・通所受給者証 | ・アレルギー疾患生活管理指導表 |
- 等

(2) 診断(判定)書の発行日

令和6年11月以降に発行されたものに限ります。

それより前に発行されている場合は、再度取得してください。

(3) 診断（判定）機関

・診断（判定）を行うのは原則として次の機関とします。

診断（判定）書には、診断（判定）を行った医師・心理師等又は機関の長の氏名を記載してください。（医師・心理師等又は機関の長の押印は任意です。）

なお、判定機関において、診断書・判定書（別紙3）の「診断書・判定書」の文言を必要に応じて二重線等で訂正していただいても構いません。

ア 医療機関

イ 児童相談所 ■県：中央(上尾)、南(川口)、朝霞、川越、所沢、
熊谷、越谷、草加

■さいたま市

ウ 埼玉県立小児医療センター

エ その他の心身障害児指導相談機関等（例 児童発達支援事業所※）

※ 「児童発達支援事業所」について

児童発達支援事業所に判定書の作成を依頼する場合は、以下2点に御留意ください。

①追加提出書類（該当する場合のみ）

判定を行う事業所が、対象幼児が在籍する幼稚園等の設置者（学校法人等）が運営する児童発達支援事業所の場合は、判定書に加えて「通所受給者証（障害児通所事業所欄に当該事業所名が記載されたもの）」の写しを提出してください。

②確認事項（全事業所）

県または市が児童福祉法に基づいて指定した事業所に限ります。

指定を受けているかについては、以下の県または市HPで御確認いただけます。

○ 埼玉県（所在地がさいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市以外の場合はこちら）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html>

「指定施設・事業所一覧」

> 「児童発達支援（センター含む）・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援」

※「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ さいたま市

<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/005/p001228.html>

「障害者（児）指定事業所等一覧」

> 「さいたま市指定障害児入所施設・障害児通所事業者一覧」

※「児童発達支援センター」「児童発達支援」に限定

○ 川越市

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006757.html>

「川越市内障害児通所支援事業所一覧」

> 「事業所一覧」（※最新の日付のものを御確認ください。）

※「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ 越谷市

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/syogaisien/shogaijitsuusyo_jigyosya/koshigaya_contents_20190426.html

「指定施設・事業所一覧」

> 「越谷市障害児通所支援事業所一覧」（※最新の日付のものを御確認ください。）

※「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ 和光市

<https://www.city.wako.lg.jp/kenko/shogai/1003690.html>

「障害福祉サービス事業所一覧」> 「児童発達支援・放課後等デイサービス」

※「サービス種類名」を「児童発達支援」に限定

○ 川口市

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/5620.html>

「川口市内事業所一覧」> 「障害児通所支援事業所」

※「児童発達支援」に限定

重要

上記「診断書等」の最終提出期限

令和7年10月15日（水）

◎ お問い合わせ先

御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

担 当 ： 学事課 幼稚園担当 前田

電 話 ： 048（830）2560

メール ： a2550-13@pref.saitama.lg.jp